

安 全 デ 一 タ シ ト

1. 製品及び会社情報

製品名	ネオ・カラーE特注色 クールグリーン
会社名	三ツ星ベルト株式会社
住所	神戸市長田区浜添通4丁目1-21
電話番号	078-685-5771
整理番号	A-118
推奨用途及び使用上の制限	EPDM系防水シート用塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体	区分2
急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
皮膚腐食性・刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A
呼吸器感作性	区分1
皮膚感作性	区分1
発がん性	区分2
生殖毒性	区分1A
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分1(中枢神経系)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分3(気道刺激性) 区分1(中枢神経系、腎臓、呼吸器)
吸引性呼吸器有害性	区分1
水生環境急性有害性	区分2
水生環境慢性有害性	区分3

健康に対する有害性

環境に対する有害性

注)上記のGHS分類で区分の記載のない危険有害性項目については、「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」に該当する。なお、健康有害性については後述の11項に「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」の記述がある。

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

引火性の高い液体及び蒸気

吸入すると有害(蒸気)

皮膚刺激

強い眼刺激

吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

中枢神経系の障害

呼吸器への刺激のおそれ

長期又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓、呼吸器の障害

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に毒性

長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き:

【安全対策】

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

使用前に取扱説明書を入手すること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

熱、花火、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙
容器を密閉しておくこと。

容器を接地すること。アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置を使用し、ばく露を避けること。静電気放
電や火花による引火を防止すること。

静電気放電に対する予防処置を講じること。

個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。

換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

取扱い後はよく手を洗うこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

環境への放出を避けること。

【救急処置】

火災の場合には適切な消火方法をとること。

吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息
さ

せること。吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合: 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容
易

に外せる場合には外して洗うこと。

眼の刺激が続く場合: 医師の診断、手当を受けること。

皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚(又は毛髪)に付着した場合: 直ちに、すべての汚染された衣服を
脱

ぐこと、取り除くこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合: 医師の診断、手当を受けること。

気分が悪い時: 医師に連絡すること。

汚染された保護衣を再利用する場合には洗濯すること。

ばく露又はその懸念がある場合: 医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業
者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

単一物質・混合物の区分
化学名

:混合物

:EPDMゴム系塗料

成分	含有量(%)	官報公示整理番号	CAS No.
EPDMゴム等	5~15	記載できない	
トルエン	85	(3)-2	108-88-3
酸化チタン	1~10	(1)-558	13463-67-7
酸化クロム	0.1~0.9	(1)-184	1308-38-9
ロジン	0.1~0.9	対象外	8050-09-7
シリカ	0.1~0.9	(1)-548	7631-86-9
酸化亜鉛	0.1~0.9	(1)-561	1314-13-2
エチルベンゼン	0.1~0.9	(3)-28、(3)-60	100-41-4
キシレン	0.1~0.2	(3)-3、(3)-60	1330-20-7
DBP	0.1~0.2	(3)-1303	84-74-2

4. 応急処置

吸入した場合 :

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

医師の手当て、診断を受けること。

気分が悪い場合は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合 :

汚染された衣服を脱ぐこと。

皮膚を速やかに洗浄すること。

多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

医師の診断、手当てを受けること。

気分が悪い場合は、医師の手当て、診断を受けること。

汚染された衣服を再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合 :

水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していくこと

易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が継続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

医師の手当て、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

口をすすぐこと。

医師の手当て、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

飲み込んだ場合 :

吸入すると、咳、咽頭痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失

皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤

眼に接触すると、発赤、痛み。

飲み込むと、灼熱感、腹痛、咳、咽頭痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失

5. 火災時の措置

消火剤 :

小火災:二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤

大火災:散水、噴霧水、耐アルコール性消火剤

棒状注水

極めて燃えやすい、熱、火花、火災で容易に発火する。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

引火性液体及び蒸気

引火点が極めて低い:散布以外の消火剤で消火の効果がない大きな火

災の場合には散布する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

特有の消火方法 :

と。

保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜

をつけ、かつ、適切なためますを設けること。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件:
熱、火花、裸火のような着火源離して保管すること。禁煙
酸化剤から離して保管する。

容器は直射日光や火気を避けのこと。

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

施錠して保管すること。

混触危険物質:
「10. 安定性及び反応性」を参照

容器包装材料:
消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指導)

成分	管理濃度	許容濃度		
		日本産業衛生学会(2018)	ACGIH(TLV)(2012)・TWA	
トルエン	20ppm	50ppm	188 mg/m ³	20ppm
酸化チタン	規定なし	—	0.3 mg/m ³	10 mg/m ³
酸化クロム	規定なし	—	—	—
ロジン	規定なし	—	—	—
シリカ	規定なし	—	—	0.025 mg/m ³
酸化亜鉛	規定なし	—	—	—
エチルベンゼン	20ppm	50ppm	217 mg/m ³	20ppm
キシレン	50ppm	50ppm	217 mg/m ³	100ppm
DBP	規定なし		5 mg/m ³	5 mg/m ³

設備対策:

製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度をばく露限界以下に保つために排気用の換気を行うこと。

高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を環境濃度以下に保

つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具: 適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具: 適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具: 適切な眼の保護具を着用すること。

保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具: 適切な顔面用保護具を着用すること。

衛生対策: 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:

緑色液体

臭い:

特徴的な臭気

pH:

データなし

融点・凝固点:

データなし

沸点、初留点及び沸騰範囲:

データなし

引火点:	5°C
爆発範囲:	データなし
蒸気圧:	データなし
蒸気密度:	データなし
比重:	0.92(20°C)
溶解度:	水に不溶
オクタノール/水分配係数:	エタノール、エチルエーテルとアセトンと混和 殆どの有機溶剤に可溶
自然発火温度:	データなし
分解温度:	データなし
臭いのしきい(閾)値:	データなし
蒸発速度:	データなし
燃焼性(固体、ガス):	該当しない
粘度:	230±50mPa·s(30°C)

10. 安定性及び反応性

安定性:	通常の取扱いにおいては安定である。 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
危険有害反応可能性:	強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件:	加熱
混触危険物質:	酸化剤
危険有害な分解生成物:	加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性:	急性毒性(経口)の物質を含む。これより、混合物の急性毒性(経口)推定値 ATEmix=5,500 mg/kgが算出される。(GHS 判断基準による) 混合物として急性毒性(経口)区分外に分類される。
皮膚腐食性・刺激性:	急性毒性(経皮)の物質を含む。これより、混合物の急性毒性(経皮)推定値 ATEmix=10,700 mg/kgが算出される。(GHS 判断基準による) 混合物として急性毒性(経皮)区分外に分類される。
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性:	急性毒性(吸入:蒸気)の物質を含む。これより、混合物の急性毒性(吸入:蒸気)推定値 ATEmix=18.0 mg/L が算出される。(GHS 判断基準による) 揮発成分についてのみ計算) 混合物として急性毒性(吸入:蒸気)区分4(吸入すると有害)に分類される。
呼吸器感作性:	混合物として区分2(皮膚刺激)に分類される。 混合物として区分2A(強い眼刺激)に分類される。 混合物として区分1(吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起すおそれ)に分類される。
皮膚感作性:	混合物として区分1(アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ)に分類される。
生殖細胞変異原性:	混合物として区分外に分類される。
発がん性:	混合物として区分2(発がんのおそれの疑い)に分類される。
生殖毒性:	混合物として区分1A(生殖能または胎児への悪影響のおそれ)に分類される。
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露):	混合物として区分1(中枢神経系の障害)及び区分3(呼吸器への刺激のおそれ)に分類される。
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	混合物として区分1(長期にわたるまたは反復ばく露による中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸器の障害)に分類される。
吸引性呼吸器有害性:	混合物として区分1(飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそ

れ)に分類される。

12. 環境影響情報

生態毒性:水生環境急性有害性

混合物として区分2(水生生物に毒性)に分類される。(GHS 判断基準に
よる)

水生環境慢性有害性

混合物として区分3(長期継続的影響により水生生物に有害)に分類さ
れる。(GHS 判断基準による)

残留性・分解性:

混合物としてのデータがない。

生体蓄積性:

混合物としてのデータがない。

土壤中の移動性:

混合物としてのデータがない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方
公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分
告

知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装:

容器は清潔にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の
基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規則

国連番号:

1263

品名:

塗料

国連分類:

3(引火性液体)

容器等級:

II

海洋汚染物質:

非該当

国内規則

陸上規制情報:

消防法の規定に従う。

海上規制情報:

船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報:

航空法の規定に従う。

特別の安全対策

危険物は当該危険物が転倒し、又は危険物を収納した運搬容器が落
下

し、転倒もしくは破損しないように積載すること。

危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動搖を起さないよ
う

に運搬すること。

危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがあ
る場合には、災害を防止するための応急措置を講じると共に、もよりの
消防機関その他の関係機関に通報すること。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないよ
うに積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

重量物を上積みしない。

輸送時にイエローカードの保持が必要

15. 適用法令

労働安全衛生法:

名称を通知すべき有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

トルエン:政令番号 第407号
酸化チタン:政令番号 第191号
酸化クロム:政令番号 第142号
ロジン:政令番号 第632号
シリカ:政令番号 第165-2号
酸化亜鉛:政令番号 第188号
エチルベンゼン:政令番号 第70号
キシレン:政令番号 第136号
DBP:政令番号 第479号
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
第2種有機溶剤等:トルエン、キシレン
(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号)
特化則第2類物質:エチルベンゼン
名称等を表示すべき有害物(施行令第18条):
トルエン、酸化チタン、シリカ、エチルベンゼン
疾病化学物質:トルエン、キシレン
(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)
トルエン:第1種指定化学物質
(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(政令番号 第300号)
第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体
(法第2条第7項危険物別表第1)
引火性液体類(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

16. その他情報

記載内容の問い合わせ先:

三ツ星ベルト株式会社
建設資材事業部 技術・生産部
電話 078-682-3379

参考文献:

- 1) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)
- 2) 製品安全データシートの作成指針
- 3) 材料メーカーの安全データシート

記載内容の取り扱い

本安全データシート(SDS)は、現時点入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい見により改訂されることがあります。また、SDS中の注意事項は通常の取扱いを対象にしたものです。製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。また、当社はSDS記載内容について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。